

スガイ化学工業株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、スガイ化学工業株式会社と称し、英文では SUGAI CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を和歌山市におく。

(目的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 染料、顔料、農薬、医薬等およびそれ等の各種中間物、界面活性剤、その他有機および無機化学工業製品の製造、加工、販売ならびに輸出入。
2. 前号に関する製造設備および産業公害防止機器等の設計、製作、施工ならびに技術指導。
3. 有機化学製品、無機化学製品、水質および大気等の各種分析、試験、測定の受託。
4. 前各号に付帯したるまたは関連する一切の事業。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利の行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の開催の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当る。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会、監査等委員会

(取締役の数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する各最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する各最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会の決議により取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

(常勤の監査等委員)

第21条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会、監査等委員会)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。
- ④ 監査等委員会に関する事項については、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったとみなす。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当、中間配当および基準日)

第28条 当会社は毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

- ② 当会社は毎年9月30日を基準日として取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。
- ③ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務をまぬがれる。

附 則

第1条 本定款の変更は、決議の日から実施する。

第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

第 3 条 前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。

第 4 条 本附則第2条、第3条および第4条は、2023年3月1日または前条の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(昭和41年 5月30日 一部改正)
(昭和48年 5月30日 一部改正)
(昭和50年 5月30日 一部改正)
(昭和57年 6月29日 一部改正)
(昭和61年 6月27日 一部改正)
(昭和63年 6月29日 一部改正)
(平成 2年 6月28日 一部改正)
(平成 3年 6月27日 一部改正)
(平成 6年 6月29日 一部改正)
(平成10年 6月26日 一部改正)
(平成13年10月 1日 一部改正)
(平成14年 6月27日 一部改正)
(平成15年 6月27日 一部改正)
(平成16年 6月29日 一部改正)
(平成18年 6月29日 一部改正)
(平成21年 6月25日 一部改正)
(平成27年 6月23日 一部改正)
(平成28年 6月23日 一部改正)
(平成30年 6月22日 一部改正)
(2022年 6月22日 一部改正)

この定款は、原本と相違ありません。

令和4年6月22日
スガイ化学工業株式会社
取締役社長 野間 修